

【論文 12】

阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承

岩井 昌悟

【0】はじめに

[0] 原始仏教聖典に記されている釈尊の生涯に関する資料にもとづいて釈尊伝の再構成を試みるわれわれの研究において、釈尊が成道後第何年に何処で雨安居を過ごしたかを知ることが、編年史的に釈尊伝を書く上でどうしても必要である。そこで注目されるのは *AN.-A.* や *Buddhavaṃsa-A.* といったパーリ聖典の註釈書（アッタカター）や漢訳の『僧伽羅刹所集経』といった文献に記されている、釈尊の45回の雨安居の地点とその年次を伝える「雨安居地伝承」である。しかしながらこの雨安居地伝承は原始仏教聖典文献にはなく、残念ながら後世に成立した文献に含まれるものであって、この伝承が信頼するに足るかどうかについては未だ確定されていない。釈尊の全生涯にわたって年次順に何らかの事績を示す史料がこれ以外に残されていないので、その信頼性が確認されないまま、止むを得ず用いられているというのが現状である。

そこでこの伝承の資料的価値の確定のために、われわれはまずこの伝承が原始仏教聖典中に記される「その時、釈尊は某処で大比丘衆とともに雨安居を過ごされていた」といった形で表現される記事がこの伝承の根拠になっているものと予想して、「モノグラフ」第6号の【論文5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」において以下のような作業を行った。

- (1) 雨安居地伝承には上述したように、アッタカター記載の南伝と漢訳やチベット語で伝わる北伝の伝承があり、これらの中には釈尊の雨安居の地点と年次を伝えるものと、年次の情報を含まずに雨安居地と雨安居の回数のみを伝えるものが含まれる。それらの関係を整理して、諸ヴァリエーションが密接に関係しあっていて南伝と北伝とが無関係に成立したものではないことを確認した。
- (2) 原始仏教聖典（ニカーヤ、漢訳諸阿含、諸律蔵）の記事から釈尊がある地で雨安居を過ごしている、または過ごしたと解釈される記述を最大限に収集して、それと雨安居地伝承を比較した。その結果、原始仏教聖典中の釈尊の雨安居記事と後世の雨安居地伝承の間には齟齬があるということが判明した。齟齬とは聖典中で釈尊が雨安居されたことになっている地のいくつかは雨安居地伝承に挙がらないことや、雨安居地伝承に挙がる地の中のいくつかは、聖典中にそこで釈尊が雨安居を過ごされたとする記事が見出されない、また聖典から知られる釈尊の雨安居時の事績を、雨安居地伝承に従ってその年次に当てはめると矛盾が生じることなどである⁽¹⁾。

以上によって後世の雨安居地伝承が、必ずしも原始仏教聖典に記された釈尊の雨安居記事にもとづいていないことが明らかになった。したがってわれわれが原始仏教聖典資料に基づいた釈尊伝の研究を目指すかぎり、上記の調査によって収集された原始仏教聖典の記す釈尊

の雨安居記事をもとに、すでにある雨安居地伝承とは別に、聖典記事と齟齬せずに時系列にしたがった新たな雨安居地リストを作成することも視野に入れる必要性がでてきた。

しかしながら雨安居地伝承を完全に否定すべきかについては、いまだ検討の余地がある。この伝承の資料的価値の確定のためにもっとも有効と思われる作業が、この雨安居地伝承が何にもとづいて作られたのか、その根拠を明らかにすることである。

前述したように、雨安居地伝承は原始仏教聖典に記述がなく、後世の成立と見られる文献になってはじめて見出される。このような伝承が原始仏教聖典の情報を全く無視するとは考えられないから、これらの雨安居地伝承は原始仏教聖典中のなんらかの情報を根拠に成立したと推測される。それではいったい如何なる聖典中の情報が雨安居地伝承を形成するに寄与したか。本論文はそれを探るための研究の一つである。

年次を伝える雨安居地伝承では、釈尊の成道後 45 年間の教導生活の後半 20 年間ないし 25 年間で、最後のヴェーサーリー近郊のバールヴァ（竹林）村における雨安居を除いて、すべて舎衛城とされている。一方で原始仏教聖典には阿難が釈尊の侍者を務めた期間も 20 余年間ないし 25 年間でされている。もしこの二つの符合する情報を関連付けるならば、阿難が釈尊の侍者になって以降は、釈尊は舎衛城のみで雨安居を過ごされたことになる。逆に雨安居地としてバーラーナシー・イシパタナを初めとして、さまざまな雨安居地が挙げられる成道後初期の 20 年間ないし 25 年間は、阿難が侍者でなかった時代に相応することになる。

以下に紹介するように、諸々のパーリのアッタカターや『大智度論』などには、阿難以前（あるいは以外）の釈尊の侍者の名が列挙されており、ナーガサマーラ（ナーガパーラ）、ナーギタ、ウバヴァーナ、スナッカッタ、チュンダ沙彌、サーガタ、メーギヤ、ラーダなどの名が知られる。阿難が侍者を務めた期間はすべて、釈尊は舎衛城で雨安居を過ごされたとは考えがたいのであるが、阿難が釈尊の晩年の 20 年間ないし 25 年間侍者を務めたということは、これも以下に紹介するようにいくつもの聖典に見られるのであるから、これらの雨安居地伝承を伝えた者たちも知っていたであろう。とするならば、これら阿難以前の侍者たちが登場する聖典の情報が、雨安居地伝承の成立に深く関わっているのではないか。つまり阿難以外の侍者が登場する聖典資料における釈尊の所在が、そこで釈尊が雨安居しているか否かには関係なく、雨安居地伝承の成道後初期の雨安居地とされたのではないかという仮説が立てられる。

今、年次を伝える雨安居地伝承（AN.-A.、*Buddhavaṃsa-A.*、『僧伽羅刹所集経』）が成道後初期に位置づける雨安居地を挙げておく⁽²⁾。ここで舎衛城以前に置かれる雨安居地において阿難以前の侍者が登場するならば、上の仮説が裏付けられることになろう。以下にその作業を行ってみたい。

(1) 本「モノグラフ」第 6 号【論文 5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」p.105 以下参照。

(2) 詳細については本「モノグラフ」第 6 号【論文 5】 p.55 以下参照。

	AN.-A., <i>Buddhavaṃsa-A.</i>	僧伽羅刹所集経
1	Bārāṇasī Isipatana	波羅奈国
2	Rājagaha Veḷuvana	靈鷲頂山

阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承

3	Rājagaha Veḷuvana	靈鷲頂山
4	Rājagaha Veḷuvana	靈鷲頂山
5	Vesālī Mahāvana Kūṭāgārasālā	脾舒離
6	Maṅkulapabbata	摩拘羅山
7	Tāvatiṃsabhavana	三十三天
8	Bhagga, Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana	鬼神界
9	Kosambī	拘苦毘国
10	Pārileyyaka vanasaṅḍa	枝提山中
11	Nālā brāhmaṇagāma	鬼神界
12	Verañjā	摩伽陀閑居処
13	Cāliyapabbata	鬼神界
14	Jetavana	舍衛祇樹・給孤独園
15	Kapilavatthu	迦維羅衛国积種村中
16	Āḷavī	迦維羅衛国
17	Rājagaha	羅閱城
18	Cāliyapabbata	羅閱城
19	Rājagaha	栢梨山中
20	Rājagaha	羅閱城
21	以降常に Jetavana または Pubbārāma	栢梨山中
22	Jetavana または Pubbārāma	四夏坐（第22年-第25年）鬼神界
23	Jetavana または Pubbārāma	鬼神界
24	Jetavana または Pubbārāma	鬼神界
25	Jetavana または Pubbārāma	鬼神界
26	Jetavana または Pubbārāma	十九年間（26-44）舍衛国
27-44	（省略）	（省略）
45	言及なし	跋祇境界毘将村